

災害協力井戸の登録をお願いします



震災などの災害時には、水不足の恐れがあります。

大規模な地震災害が発生した場合、水道施設の損傷による断水が予想されます。平成16年新潟県中越地震を例にとると、水道施設の損傷による断水では、復旧までに2～3週間、平成19年7月の新潟県中越沖地震では15日間を要するなど、相当な時間がかかりました。

この間、飲料水は、市販の水や給水車による応急給水で対応できますが、トイレや洗濯などに使用する生活用水の不足が予想されます。

災害時には、市民の皆さんの助け合いが必要不可欠です。こうした生活用水の不足を補うため、市民の皆さんの善意により、所有する井戸を近隣の皆さんに提供していただこうと、「災害協力井戸の家」の登録をお願いします。

募集内容

市内に井戸をお持ちの方で、災害時に飲料水以外の生活用水として井戸水提供について、協力してくださる方を募集します。

手続きの流れ

井戸水提供に協力してくださる方には、「災害協力井戸登録申出書」を提出していただきます。

市から、「災害協力井戸登録決定通知書」と災害協力井戸指定標識（災害協力井戸の家）をお渡しします。

標識については、玄関等見やすい所に掲示するとともに、災害時には、協力できる範囲内で飲料水以外の生活用水として井戸水を近隣者に提供していただきます。

地元の自主防災会に井戸の所在地情報等を提供してもよいという同意をしていただいた方については、その情報を自主防災会に提供させていただきます。

災害協力井戸の家



小山市

問合せ先

総務部危機管理課

0285(22)9869

建設水道部上下水道総務課

0285(24)7614